

1 2 - 1 愛媛県耐震改修促進計画

第1 基本方針

1 目的

愛媛県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）は、「愛媛県防災対策基本条例」（平成28年条例第33号、以下「条例」という。）、「愛媛県地域防災計画」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に基づき、地震災害に対する予防対策及び地震発生時における応急対策の促進を目的とする。

(1) 予防対策

県内の住宅及び建築物の耐震性能を確保するため、耐震性能の把握を目的とした耐震診断と、その結果に基づく耐震改修を促進することによって、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して県民の生命及び財産の保護を図る。

(2) 応急対策

被災した住宅及び建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

2 予防対策の推進

県内のストックの状況及び被害が生じた際の利用者及び周辺への影響を鑑み、耐震化の促進を図る住宅及び建築物は次のものとし、法の積極的運用及び国庫補助事業等の活用により推進を図る。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準の住宅

(2) 法第14条第1号から第3号に掲げる建築物であって、昭和56年5月31日以前に建築の工事に着手した旧耐震基準のもの（以下「特定建築物」という。）

法第14条第1号：多数の者が利用する建築物

法第14条第2号：危険物を貯蔵又は処理する用途に供する建築物

法第14条第3号：県計画及び市町計画に記載された道路の沿道建築物

（第5第6項関係）

なお、次に掲げる建築物については、重点的に耐震化の推進を図るものとする。

(1) 木造戸建て住宅

(2) 法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（第5第4項関係）

(3) 法第5条第3項第1号の規定により県計画に記載する要安全確認計画記載建築物（第5第5項関係）

【資料編】1：耐震基準について

3 応急対策の推進

応急対策は、県計画に定めるもののほか、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアルに基づき県、市町及び「愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会」（以下「協議会」という。）が迅速かつ的確に実施するものとする。

【資料編】 2：被災建築物応急危険度判定について

第2 想定される地震の規模、想定される被害の状況等

1 愛媛県の特徴

(1) 地形・地質

愛媛県は四国の北西部に位置し、四国の中央部を東西に走る四国山地と、瀬戸内海（燧灘、安芸灘、伊予灘）から豊後水道にまたがる海岸線に囲まれた細長い区域と、瀬戸内海、豊後水道に点在する大小 200 あまりの島々などによって形成されている。

また、本県の地質は、東西を走る中央構造線を境に、北側に平野が、南側に四国山地が連なっており、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。このうち、三波川帯は、結晶片岩類からなる地層で構成されている。秩父帯は、中・古生代の地層からなり、主に砂岩、頁岩、粘板岩、チャート、石灰岩、玄武岩質凝灰岩層からなっている。また、四万十帯は、秩父帯の南側に位置し、砂岩、頁岩の地層からなっている。

(2) 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。

全体として長さは約 290km で、連続的に分布しており、過去には、複数の区間（セグメント）で同時又は分かれて活動したと推定されているが、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。

(3) 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

南海トラフで発生する地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、

その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面が沈み込むことに伴って、これら2つのプレートの境界面が破壊する（ずれる）ことによって発生する。また、震源域全体がすべることで発生する地震が、「最大クラスの巨大地震（南海トラフ巨大地震）」であり、この震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9 クラスとなる。

南海トラフでは、歴史記録によると白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、M8 クラスの大地震が少なくとも9回起きていることが分かっており、既往の最大規模の地震としては、宝永地震（1707）と安政南海地震（1854）のマグニチュード8.4があげられる。

(4) 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部がずれることによってM6.7～7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の芸予地震（M6.7）である。

2 想定する地震

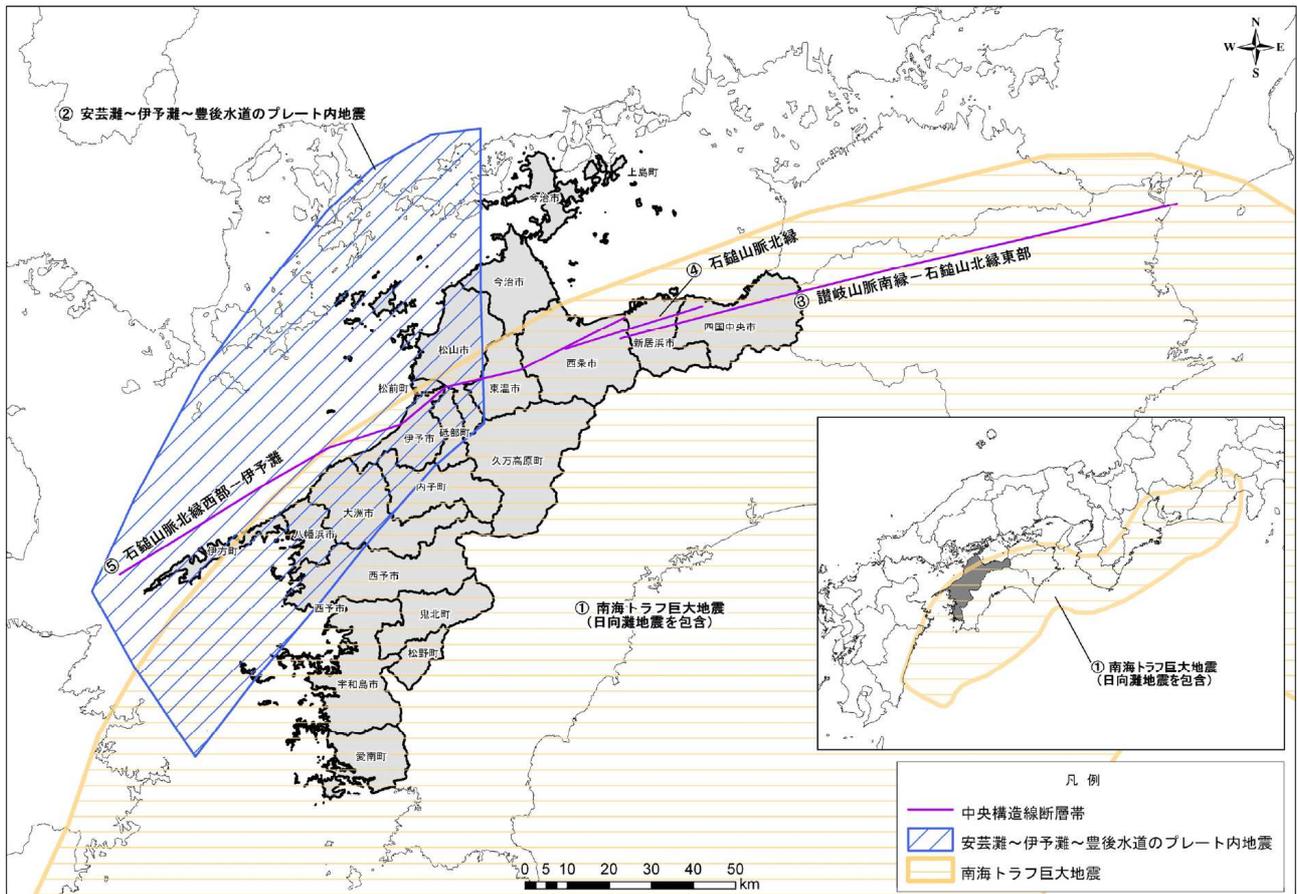
愛媛県においては、南海トラフを震源域とする南海地震が有史以来100年から150年間隔で発生しているほか、伊予灘・日向灘周辺では過去に大規模な地震が発生している。また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯は、国内最大規模の断層であることから、中央構造線断層帯での地震にも留意する必要がある。このことから、愛媛県地域防災計画では、想定する地震を【表2-1】及び【図2-1】としている。

【表2-1】 想定地震

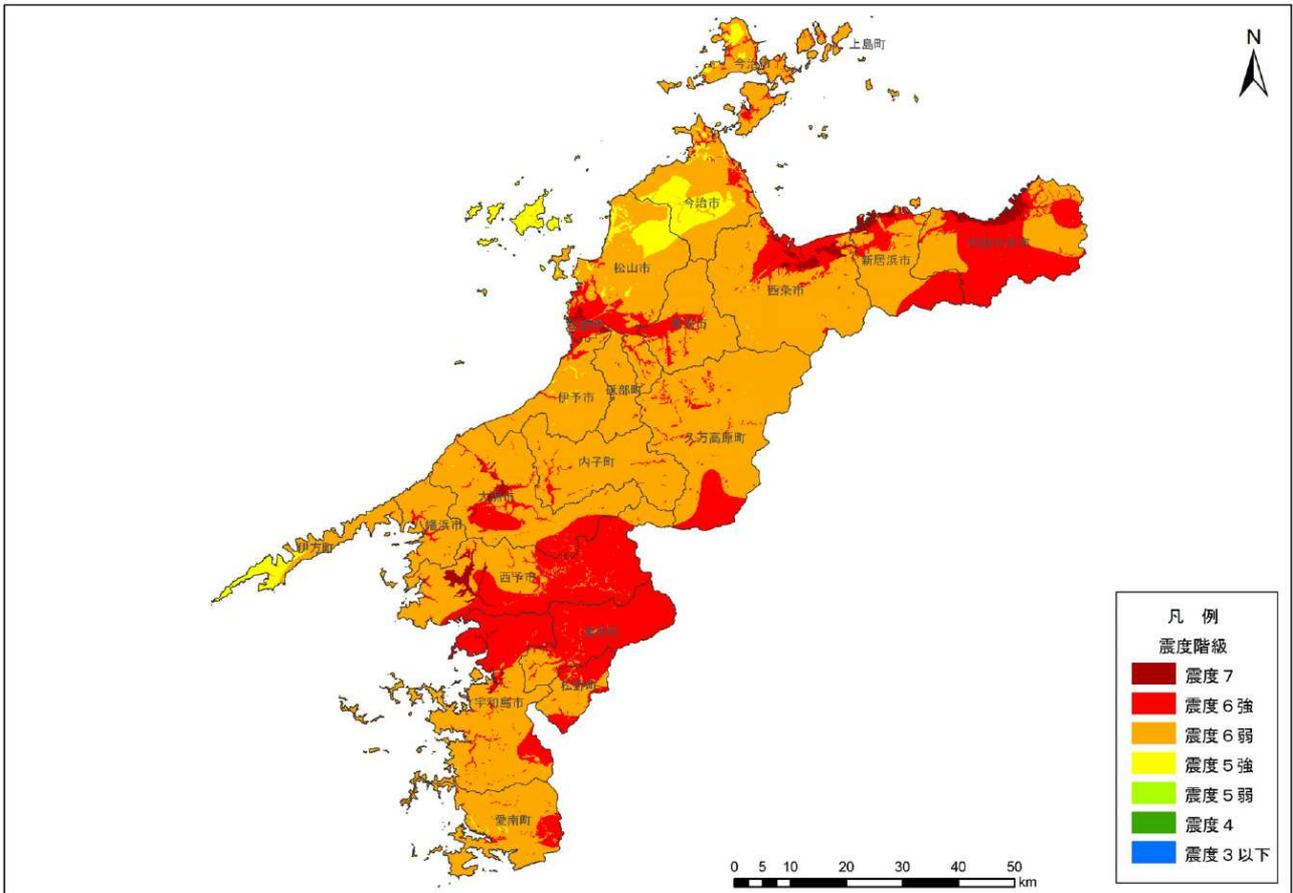
種類	名称	マグニチュード	地震動
海溝型地震	①南海トラフ巨大地震	9.0	一部を除く県全域で震度6弱以上になり、低地では震度6強以上となると想定される。特に、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、松前町、伊方町、鬼北町、愛南町の平野部の一部で、震度7になると想定される。
	②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（北側ケース）	7.4	松山市、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、松前町、伊方町の低地で震度6弱以上になり、特に、松山市の一部では震度6強になると想定される。

	②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (南側ケース)		松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松前町、伊方町、愛南町の低地で震度6弱以上になる、特に、八幡浜市、西予市、伊方町の一部では震度6強になると想定される。
内陸型地震	③ 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	8.0	松山市、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町の低地において広い範囲で震度6弱以上になり、特に、新居浜市、四国中央市の一部では、震度7になると想定される。
	④ 石鎚山脈北縁の地震	7.3	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市の低地は震度6弱以上になり、特に、新居浜市の一部は震度7になると想定される。
	⑤ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震	8.0	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町で震度6弱以上になり、特に、西条市、伊方町の一部では震度7になると想定される。

【図2-1】 想定地震の発生領域



【図 2-2】 南海トラフ巨大地震の震度分布



3 想定される被害の状況

想定地震の揺れによって想定される建築物等の被害については、地域防災計画において被害想定(「愛媛県地震被害想定調査結果(最終報告)」(平成 25 年 12 月))が示されており、その内容は【表 2-2】のとおり。

【表2-2】 被害想定結果

地震名		①南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震(北側ケース)	②' 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震(南側ケース)
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬18時
風速		強風	強風	強風
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	107,554棟	466棟	335棟
	液状化	10,642棟	5,339棟	4,442棟
	土砂災害	662棟	170棟	172棟
	津波	27,413棟	0棟	0棟
	火災	97,357棟	53棟	44棟
	合計	243,628棟	6,029棟	4,994棟

屋外転倒・落下物	ブロック塀等	33,868箇所	4,831箇所	1,715箇所
	自動販売機	389箇所	54箇所	5箇所
	屋外落下物	141,651件	235件	39件
死者数	建物倒壊	6,210人	27人	5人
	屋内収容物移動等	うち364人	うち11人	うち2人
	土砂災害	53人	14人	16人
	津波	8,184人	0人	0人
	火災	1,585人	0人	0人
	ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時3人)	0人(冬18時1人)	0人(冬18時0人)
	合計	16,032人	41人	21人
	負傷者数	建物倒壊	46,048人	1,513人
屋内収容物移動等	うち5,584人	うち306人	うち111人	
土砂災害	66人	17人	20人	
津波	412人	0人	0人	
火災	944人	0人	0人	
ブロック塀の倒壊等	0人(冬18時111人)	0人(冬18時23人)	0人(冬18時6人)	
合計	47,470人	1,531人	544人	
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	18,516人	138人	11人
避難者数(避難所内外)	1日後	436,750人	10,493人	4,740人
	1週間後	466,888人	18,150人	8,238人
	1ヶ月後	558,902人	13,894人	5,616人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	60,013世帯	1,861世帯	893世帯
エレベーター内閉じ込め	閉じ込め者数	894人	865人	841人
	台数	1,901台	1,816台	1,785台
人工造成地による建物被害	全壊棟数	97棟	1棟	0棟
重要施設	使用可能	869施設	2,188施設	2,608施設
	一部制限	1,014施設	567施設	240施設
	支障有	1,024施設	152施設	59施設
経済被害額	直接被害額	16.15兆円	1.14兆円	0.59兆円
	建物被害額	うち11.13兆円	うち0.54兆円	うち0.26兆円
地震名		③讃岐山脈南縁-石 鎚山脈北縁東部の地 震	④石鎚山脈北縁の地 震	⑤石鎚山脈北縁西部 -伊予灘の地震
想定シーン		人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬 18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬 18時	人的被害：冬深夜 人的被害以外：冬 18時
風速		強風	強風	強風
建物全壊棟数	建物総数	916,685棟	916,685棟	916,685棟
	揺れ	28,851棟	15,926棟	19,571棟
	液状化	4,627棟	3,295棟	6,573棟
	土砂災害	50棟	30棟	296棟
	津波	0棟	0棟	0棟
	火災	23,682棟	19,228棟	35,326棟
	合計	57,210棟	38,478棟	61,766棟
屋外転倒・落下物	ブロック塀等	8,818箇所	6,189箇所	15,923箇所
	自動販売機	96箇所	59箇所	252箇所

	屋外落下物	44,635件	22,749件	18,413件
死者数	建物倒壊	1,618人	930人	1,139人
	屋内収容物移動等	うち113人	うち63人	うち84人
	土砂災害	4人	2人	24人
	津波	0人	0人	0人
	火災	751人	558人	39人
	ブロック塀の倒壊等	0人（冬18時1人）	0人（冬18時1人）	0人（冬18時2人）
	合計	2,374人	1,491人	1,202人
負傷者数	建物倒壊	10,939人	6,492人	15,686人
	屋内収容物移動等	うち1,765人	うち975人	うち1,452人
	土砂災害	5人	3人	30人
	津波	0人	0人	0人
	火災	279人	273人	41人
	ブロック塀の倒壊等	0人（冬18時34人）	0人（冬18時26人）	0人（冬18時65人）
	合計	11,223人	6,705人	15,757人
揺れによる要救助者数	自力脱出困難者数	5,513人	3,136人	3,943人
避難者数（避難所内外）	1日後	4,740人	42,642人	77,155人
	1週間後	8,238人	69,538人	165,917人
	1ヶ月後	5,616人	85,093人	157,962人
仮設住宅必要世帯数	自力再建困難者世帯数	893世帯	9,851世帯	16,835世帯
エレベーター内閉じ込め	閉じ込め者数	841人	778人	873人
	台数	1,785台	1,360台	1,820台
人工造成地による建物被害	全壊棟数	0棟	23棟	17棟
重要施設	使用可能	2,608施設	2,582施設	1,777施設
	一部制限	240施設	206施設	667施設
	支障有	59施設	119施設	463施設
経済被害額	直接被害額	0.59兆円	2.52兆円	5.02兆円
	建物	うち0.26兆円	1.69兆円	うち3.18兆円

【資料編】 3：想定される地震の規模、想定される被害の状況等

第3 耐震化の現状

1 住宅

平成15年住宅・土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約55万7千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約25万3千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、県内の住宅の耐震化の状況は約67.4%と、全国平均（約75%）を下回る水準であった。

また、平成20年住宅・土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約57万4千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約23万9千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、県内における住宅の耐震化の状況は約71.4%と、全国平均（約79%）を下回る水準であった。

同様に、平成25年住宅土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約57万9千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約21万5千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、県内における住宅の耐震化率の状況は約75.0%と、全国平均（約82%）を下回る水準であった。

平成30年住宅土地統計調査によると、居住世帯のある住宅約58万1千戸のうち、昭和55年以前に建築された住宅は約18万2千戸であり、耐震適合率の全国値を用いて耐震化率を推計すると、県内における住宅の耐震化率の状況は【表3-1】のとおりであり、約81.3%と、全国平均（約87%）を下回る水準となっている。

【表3-1】住宅の耐震化の推計（平成30年度央）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③			
木造戸建	219,129	142,471	361,600	267,635	74.0%
		48,506			
共同住宅等	180,252	39,548	219,800	204,976	93.3%
		24,723			
合計	399,381	182,019	581,400	472,611	81.3%
		73,229			

2 多数の者が利用する建築物等

平成17年度に実施した建築物の状況調査の結果によると、県内における法第14条第1号及び第2号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物等」という。）の耐震化の状況は、全体の6,685棟のうち昭和56年5月以前に建築されたものは2,969棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは325棟と、1割程度に過ぎず、昭和56年6月以降に建築された3,716棟と合わせて、耐震性があるとされるものは4,041棟、耐震化率は60.4%と全国平均（約75%）を下回っていた。

また、平成21年度に実施した建築物の状況調査の結果によると、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は、全体の7,058棟のうち昭和56年5月以前に建

築されたものは 2,996 棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは 579 棟と、2 割程度に過ぎず、耐震化率は 65.7%と全国平均（約 80%）を下回っていた。

同様に、平成 27 年度に実施した建築物の状況調査の結果によると、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は、全体の 7,041 棟のうち昭和 56 年 5 月以前に建築されたものは 2,722 棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは 1,011 棟と、約 4 割弱で、耐震化率は 75.7%と全国平均（約 85%）を下回っていた。

令和 2 年度末時点における、多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況は【表 3-2】及び【表 3-3】のとおりであり、全体の 7,358 棟のうち昭和 56 年 5 月以前に建築されたものは 2,515 棟あり、そのうち耐震性があるとされるものは 1,091 棟と、平成 27 年度末時点に比べると、耐震化はある程度進んでいるものの、耐震化率は 80.6%に留まっており、県内の法第 14 条第 1 号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）に限っても、耐震化率は 82.4%と、全国平均（約 89%）を下回る水準となっている。

【表 3-2】多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（令和 2 年度末）

区分	昭和 56 年 6 月 以降の建築物 棟数 ①	昭和 56 年 5 月 以前の建築物棟数②		建築物数棟数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③				
法第 14 条 第 1 号	4,413	2,254		6,667	5,492	82.4%
		1,079				
法第 14 条 第 2 号	430	261		691	442	64.0%
		12				
合計	4,843	2,515		7,358	5,934	80.6%
		1,091				

【表3-3】 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状（所有者別）（令和2年度末）

区分	昭和56年6月以降の建築物棟数 ①	昭和56年5月以前の建築物棟数②		建築物棟数 ④ (①+②)	耐震性有建築物棟数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) ⑤/④
		うち耐震性有 ③				
法第14条第1号(公共)	1,308	1,000		2,308	2,143	92.9%
		835				
法第14条第1号(民間)	3,105	1,254		4,359	3,349	76.8%
		244				
小計	4,413	2,254		6,667	5,492	82.4%
		1,079				
法第14条第2号(公共)	6	1		7	6	85.7%
		0				
法第14条第2号(民間)	424	260		684	436	63.7%
		12				
小計	430	261		691	442	64.0%
		12				
合計	4,843	2,515		7,358	5,934	80.6%
		1,091				

3 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定にする要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）の耐震化の状況は、【表3-4】のとおりであり、令和2年度末時点の耐震化率は79.5%となっている。

【表3-4】 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状（令和2年度末）

区分	耐震性有 ①	耐震性不十分 ②	建築物棟数 ③ (①+②)	現状の耐震化率 (%) ①/③
耐震診断義務付け対象建築物	171	44	215	79.5%

第4 耐震化の目標

1 減災対策の効果

減災効果がある防災への取組は多数あるが、愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）では、県内で人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震（陸側ケース）を例とし、今後の防災への取組がどの程度の減災効果を及ぼすかを試算している。（想定シーンは、人的被害以外を冬18時強風、人的被害を冬深夜強風）

(1)住宅及び建築物の耐震性の強化

県内の住宅の耐震化率は、現状（平成30年度末）で約81.3%となっている。旧耐震基準の住宅及び建築物が、建て替えや耐震化により全て耐震性が強化された場合には、揺れによる全壊棟数は107,554棟から10,831棟に軽減され、約10分の1となる。さらに、耐震化を行えば、住宅及び建築物の倒壊による火気器具・電熱器具からの出火を防ぐことができるほか、倒壊して自力脱出が困難となることや、延焼拡大時に避難路を防ぎ避難を困難となることも防ぐことができることから、倒壊・火災による死者数は7,431人から401人に軽減され、約19分の1となる。

加えて、住宅及び建築物の被害が減ることにより、地震後も自宅に留まることが可能となり、1日後の避難所における避難者も277,786人から173,755人に軽減され、約5分の3となる。

(2)家具等の転倒・落下防止対策の強化

全国の家具等の転倒・落下防止対策実施率である約26.2%を基に被害を想定し、この実施率を100%にすることで、死者数は364人から99人に軽減され、約7分の2となる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となることから、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要となる。

(3)津波避難の迅速化

地震発生後、全員が迅速に避難すれば、20%の人が迅速に避難する場合と比較すると、死者数は約9分の2に軽減できる。

(4)直接被害額の軽減

住宅及び建築物の耐震化率を100%とすれば、全壊棟数、半壊棟数が軽減することによる直接被害額の軽減の減災効果が及び、直接被害額は16.2兆円から8.1兆円に軽減され、約2分の1となる。

(5)建物耐震化、津波避難意識向上による被害軽減イメージ



【資料編】 4 : 防災・減災の評価

2 目標の設定

南海トラフ巨大地震が発生すれば、これまでに経験したことがない規模の被害を受けることとなるが、耐震化や早期避難等、対策を講じることによって被害は激減することを十分理解し、平時からしっかり備えることが必要である。

また、施設等や経済的な被害については、被害ゼロを目標にすることは現実的でなく、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう各々が対応できることを見極め備えておくことが重要である。

このことから、住宅及び多数の者が利用する建築物、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化における目標は、現在の耐震化の状況を鑑みて【表 3-5】、【表 3-6】、【表 3-7】のとおりとする。

住宅の耐震化率については、将来の既存住宅の滅失及び新規住宅建設の推移や耐震診断結果及び耐震改修実績による既存住宅の耐震性能確保戸数の推計、また、耐震改修実績から推計する今後の施策効果等を踏まえ、現状の耐震化率約81.3%を令和7年度末には90%、令和12年度末には95%とすることを目標とする。（「愛

媛県住生活基本計画」（令和4年3月策定）による）

また、多数の者が利用する建築物については、現状の耐震化率 82.4%を令和7年度末には90%とすることを目標とする。

さらに、耐震診断義務付け対象建築物については、現状の耐震化率 79.5%を令和7年度末には90%とすることを目標とする。

これらの目標の達成には、耐震改修、改築、除却等の方法により耐震化の推進が望まれる。耐震性の無い住宅については各年度7千戸程度、多数の者が利用する建築物については各年度100棟程度、耐震診断義務付け対象建築物については、各年度5棟程度の耐震化を図ることが必要となる。

特に、多数の者が利用する建築物のうち、学校、病院、庁舎等については、地震災害が発生した場合において避難場所になるなど、防災上重要な公共的建築物であるが、現況の耐震化率は【表3-8】1から3のとおりとなっている。また、公営住宅の現況の耐震化率は【表3-8】の4のとおりとなっている。

【表3-5】住宅の耐震化の目標

区分	計画策定時 (H15年度末)	過去の状況 (H25年度末)	現状 (H30年度末)	耐震化の目標 (R7年度末)	耐震化の目標 (R12年度末)
住宅 総数	557,100 戸	579,000 戸	581,400 戸	585,000 戸	587,400 戸
うち耐震性有	375,300 戸 (67.4%)	434,200 戸 (75.0%)	472,611 戸 (81.3%)	526,500 戸 (90.0%)	558,030 戸 (95.0%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	181,800 戸 (32.6%)	144,800 戸 (25%)	108,789 戸 (18.7%)	58,500 戸 (10.0%)	29,370 戸 (5.0%)

【表3-6】多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

区分	計画策定時 (H17年度末)	過去の状況 (H27年度末)	現状 (R2年度末)	耐震化の目標 (R7年度末)
法第14条第1号 総数	6,127 棟	6,349 棟	6,667 棟	6,985 棟
うち耐震性有	3,777 棟 (61.6%)	4,900 棟 (77.2%)	5,492 棟 (82.4%)	6,286 棟 (90.0%)
うち耐震性無 (未確認を含む)	2,350 棟 (38.4%)	1,449 棟 (22.8%)	1,175 棟 (17.6%)	699 棟 (10.0%)

【表3-7】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

区分	現状 (R2年度末)	耐震化の目標 (R7年度末)
耐震診断義務付け対象建築物 総数	215 棟	215 棟
うち耐震性有	171 棟 (79.5%)	194 棟 (90.0%)
うち耐震性無	44 棟 (20.5%)	21 棟 (10.0%)

【表3-8】 法第14条第1号のうち各用途別公共的建築物の耐震化の現状（棟ベース）

施設名	計画策定時 (H17年度末)	過去の状況 (H27年度末)	現状 (R2年度末)
1 学校	45.2%	88.8%	94.0%
2 病院	60.5%	69.4%	79.1%
3 庁舎、公益上必要な建築物	53.2%	73.5%	82.7%
4 公営住宅	80.1%	91.8%	96.3%

第5 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 住宅及び建築物の所有者等、県、市町の役割等

住宅及び建築物の所有者等、県、市町の役割等については、条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 住宅及び建築物の所有者等（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）の役割

住宅及び建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として認識し取り組む。

(2) 県の役割

県は、住宅及び建築物の所有者等の取組みや市町の取組みを支援するため、耐震診断、耐震改修を行いやすい環境整備等を行い、必要に応じ、市町が実施する耐震診断及び耐震改修等に対する補助事業に対して助成を行う。

また県、市町、公益社団法人愛媛県建築士会、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会、一般社団法人愛媛県建設業協会、一般社団法人愛媛県中小建築業協会及び株式会社愛媛建築住宅センター（以下「建築関係団体等」という。）で組織する「協議会」において、地震災害に対する予防対策及び応急対策の推進を図る。加えて、県が管理する施設については、県有財産管理推進本部のもと、計画的に耐震化を進め、自ら耐震性の確保に努めることとする。

(3) 市町の役割

市町は、住民にもっとも身近な行政主体として、住宅及び建築物の計画的な耐震化を推進するため、市町耐震改修促進計画（以下、「市町計画」という。）に、地域の実情に応じた施策を定めることとし、必要に応じて、耐震診断、耐震改修等に対する助成を行い、耐震化を推進する。

また、自主防災組織や地域住民と連携した取組みの展開が期待される。加えて、市町が管理する施設について、計画的に耐震化を進め、自ら耐震性の確保に努めることとする。

(4) 県、市町及び協議会の連携

協議会の構成員である県、市町及び建築関係団体等は、「県計画」の実施にあたっては、連絡調整を図りながら協力して効果的な推進を図るものとする。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅の耐震化の促進について

- ・ 市町は、国庫補助事業等を活用して、耐震診断及び耐震改修等に対する助成を行い、住宅の耐震化を推進する。また、県と協力して、別に定める住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（県及び市町共同策定）に基づく取組みを実施する。
- ・ 県は、既存住宅の耐震診断及び耐震改修等の普及を図るため建築関係団体等と協力し毎年講習会を開催し、耐震診断技術者等の育成を図るとともに、県内500事務所程度を目標に、耐震診断事務所の登録を行う。
- ・ 県及び協議会は、市町が「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づく「木造住宅耐震診断事業」及び「愛媛県木造住宅耐震改修マニュアル」に基づく「木造住宅耐震改修事業」等を実施する場合、技術的な支援を行う。
- ・ 協議会は、補助事業を活用して行われた耐震改修等の事例集の作成等を行い、補助事業の利用促進に努めることとする。
- ・ 県は老朽木造住宅に対して、地域材を利用した木造住宅の建設・購入資金に対し利子補給を行い、建替えによる住宅の耐震化を推進する。

【資料編】 5：木造住宅の耐震改修方法について

【資料編】 6：木造住宅の耐震化への支援

【参考】

※木造住宅の耐震化について

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/taishin/taishin.html>

※耐震改修事例集（民間木造住宅耐震化促進事業）

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/taishin/jirei.html>

※地域材利用木造住宅利子補給制度について

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/rishihokyu/rishihokyu.html>

(2) 建築物の耐震化の促進について

- ・ 法第2条第3項に規定する所管行政庁（以下「所管行政庁」という。）は、法に基づき、所管する特定建築物に対する耐震診断及び耐震改修の現状の把握並びに指導等を行う。
- ・ 県及び市町は、県計画及び市町計画に位置付けられた特定建築物及び避難所等、災害時に重要な機能を果たす建築物、災害時に多数の者に危険が及ぶ

おそれのある建築物について、国庫補助事業等を活用し、耐震化を促進する。

- ・ 市町は、国庫補助事業等を活用して、法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断及び耐震改修等に対して助成を行い、耐震化を推進する。
- ・ 県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の普及を図るため建築関係団体等と協力し、講習会を開催するなど、耐震診断技術者等の育成を図る。

【資料編】 7：要緊急安全確認大規模建築物の耐震化への支援

【参考】

※建築物の耐震化について

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/taishin/taishin-top.html>

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 愛媛県住宅リフォーム支援事業

県は、金融機関、リフォーム事業者と連携し、県民の円滑な住宅リフォームを支援するため、リフォームかし保険を利用した工事を行う際の資金について、優遇措置を講じる金融機関を紹介する「リフォーム融資紹介事業」及び「リフォーム相談・情報提供サービス」の2つの事業を柱とする「住宅リフォーム支援事業」を実施する。

(2) 暮らしと住まいフェア開催事業

県は、安全で快適な生活ができる住まいづくりを進め、良質なストックの形成や良好な住環境の整備を図ることを目的に、住宅に関する情報提供や啓発を内容とした「暮らしと住まいフェア」を開催する。

(3) 住まいの地震対策講座・戸別訪問

県は、住宅の地震対策、県民の防災意識向上のために各市町が開催する自主防災研修会や防災フェア、地区公民館等に出向き、過去の地震被害のことや住宅の耐震診断及び耐震補強工事の方法等の住まいの地震対策について講習を実施するとともに、住宅の耐震化を緊急的に促進するため、市町や建築関係団体等と連携し、県内全市町において、戸別訪問を実施し、耐震化の重要性等について直接説明を行う。

【参考】

※愛媛県住宅リフォーム支援事業

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/reform/index.html>

※えひめ暮らしと住まいフェア

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/housing-fair/top.html>

4 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

(1) 耐震診断の義務

法附則第3条第1項の規定により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成27年末までに所管行政庁に報告し、耐震診断の結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を行うように努める必要がある。

(2) 耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物の所有者等から報告を受けた当該建築物の耐震診断の結果について、インターネット等により公表している。

※愛媛県所管分については、平成28年10月31日に愛媛県ホームページで公表を行っている。

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/taishin/kouhyou.html>

※県内の所管行政庁も、それぞれのホームページにて公表している。

5 要安全確認計画記載建築物に関する事項

(1) 指定及び耐震診断の義務

愛媛県地域防災計画では、災害対策拠点・交通拠点・災害拠点病院等の災害対応を円滑に実施するための交通輸送路として緊急輸送道路を定めているが、この緊急輸送道路については、発災後、計画的に交通輸送を確保（啓開）するために策定している「愛媛県道路啓開計画」において、連絡する施設の災害対応の重要度に応じて、ステップⅠ・Ⅱ・Ⅲの三段階で啓開する順番を定めている。

上記、道路啓開計画において、早期に啓開される路線に接続する施設は、当然、災害時の支援や救援の指揮系統において重要となる施設であり、交通輸送が確保されたとしても、施設が損傷すれば災害対応に多大な影響を与えることから、地震に対する安全性を確保する必要がある。

このことから、道路啓開計画のステップⅠ及びⅡで啓開される路線で結ばれる次に掲げる用途の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして令第3条に規定する建築物に限るものとし、要緊急安全確認大規模建築物であるものを含むものとする。）を、法第5条第3項第1号に規定する要安全確認計画記載建築物に指定し、その所有者等は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果を平成30年3月31日（要緊急安全確認大規模建築物にあつては、平成27年末）までに所管行政庁に報告しなければならない。ただし、報告期限内に当該建築物の解体が実施された場合等は、その旨を報告することにより、耐震診断結果の報告は不要とする。

また、耐震診断の結果、耐震性がないとされたものについては、耐震改修を

行うように努める。

- 一 県庁舎
- 二 市役所・町役場
- 三 市町総合支所
- 四 国土交通省事務所
- 五 警察庁舎
- 六 消防庁舎
- 七 災害拠点病院

【資料編】 8：要安全確認計画記載建築物一覧

【資料編】 9：愛媛県道路啓開計画

(2) 耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者から報告を受けた当該建築物の耐震診断の結果について、インターネット等により公表する。

また、県は(1)に掲げる用途の建築物の耐震化の状況について、インターネット等により公表している。

※愛媛県所管分については、平成30年11月30日に愛媛県ホームページで公表を行っている。

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/youanzen-sindankekkka.html>

※県内の所管行政庁も、それぞれのホームページにて公表している。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

緊急輸送道路は、主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路等である一次緊急輸送道路と一次緊急輸送道路を補完する道路である二次緊急輸送道路に分けられるが、これら一次緊急輸送道路及び二次緊急輸送道路は、沿道の建築物が地震によって倒壊することにより、交通輸送が妨げられ、市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難が困難となること等を防止する必要があることから、法第5条第3項第3号に基づく道路に指定し、沿道建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

また、発災後、早期に啓開すべき路線である愛媛県道路啓開計画のステップⅠ及びⅡ（高速道路を除く。）の路線に接する敷地内にある法14条第1項第1号の特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

【資料編】 10：緊急輸送道路

7 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(1) 家具の転倒対策

県及び市町は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等、家庭における防災対策に関する知識等を周知、指導する。

(2) 窓ガラス・外壁等落下危険物等の飛散・落下防止

県及び市町は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス・落下危険物等の飛散・落下の危険性のある建築物の所有者等に対し、事故の防止及び安全対策等を周知、指導する。(参考：条例第10条第2項)

(3) ブロック塀の倒壊・自動販売機の転倒防止

地震によりブロック塀が崩壊した場合、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動に支障が出る可能性があることから、県及び市町は、ブロック塀の設置者又は管理者に対し、安全なブロック塀の築造方法、既存ブロック塀の補強方法及びフェンスや生垣への転換等について周知、指導を行うこととし、別に定める災害時の重要な避難路等については、ブロック塀の安全確保を推進することとする。

また、同様に自動販売機についても、安全な設置方法について、周知、指導する。

(参考：条例第10条第3項)

(4) 既設エレベーターの防災対策

地震時における閉じ込めや戸開走行事故に対する既設エレベーターの安全確保を図るため、重点的に取り組む区域として県内全域を指定し、建築基準法第2条に規定する特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）は、建築基準法によるエレベーターの定期調査報告の機会等をとらえ、現行基準に適合しないエレベーターが設置された建築物の所有者等に対して、事故のリスク等を周知し、安全性の確保を指導すると共に、地震の初期微動を感知して最寄りの階に停止する装置（P波感知型地震時管制運転装置）の設置、主要機器の耐震補強措置、及び戸開走行保護装置の設置の導入促進に取り組む。

(5) 天井脱落防止対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落する被害が多くみられたことから、特定行政庁は、建築基準法による定期調査報告等を活用して状況把握に努め、劇場、避難所等震災時の安全確保・機能確保が特に必要な施設等について、天井の脱落防止対策の促進に取り組む。

(6) 屋根ふき材の脱落防止対策

地震時に屋根ふき材が脱落・飛散した場合に、周辺建築物や通行人に被害を及ぼす可能性があることから、基準風速（※）3.4 m/s の地域を重点的に取り組む区域として指定し、県及び市町は、当該地域における屋根ふき材の脱落防止対策を推進することとする。

（※）平成12年建設省告示第1454号第2に規定する基準風速

【参考】

※すまいのしおり

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/5747/shiori/shiori.html>

※自宅の家具転倒防止対策について

<https://www.pref.ehime.jp/h15350/7258/chair/index-chair3.html>

※既設昇降機への安全装置（戸開走行保護装置・地震時管制運転装置）の設置に関するお願いについて

<https://www.pref.ehime.jp/h41000/syoukouki.html>

8 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や、造成された宅地の崩壊防止対策を推進する。

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

市町は、危険ながけ付近に建築された住宅の所有者等に対し、「がけ地近接等危険住宅移転事業の周知・啓発を行い、移転等を促進する。

(2) 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

大規模地震等により宅地が被害を受け、緊急輸送道路を閉塞させるなどの土砂災害を起すおそれが認められる場合は、「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」の活用を検討する。

第6 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップについて

愛媛県では、想定できる地震が発生した場合の人的被害や建物倒壊被害、火災被害などについて予測を行い、地震による地域の危険性を事前に把握するとともに、今後の防災対策の推進に反映させることを目的に、「愛媛県地震被害想定調査」が行われ、想定地震動による想定震度分布図などがインターネットによって公開されている。

なお、市町においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度な地震防災マップの作成に努め、作成した際は、遅滞なく、インターネット等により公開することが望まれる。

【参考】

※愛媛県地震被害想定調査結果（第一次報告）（平成25年6月10日）

<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei24.html>

※愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）（平成25年12月26日）

<https://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>

2 相談体制の整備及び情報提供について

(1) 法の普及・啓発

県及び市町は、建築技術者や建築物の所有者等に対し、法の周知に努めるとともに、既存建築物の耐震診断と改修に関する普及・啓発に努めることとする。

(2) 相談窓口の設置

県及び市町は、既存建築物の耐震診断と改修について、県民に正しい情報を提供するため、相談窓口を開設することとする。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

県は、愛媛県住宅リフォーム支援事業を推進するとともに、暮らしと住まいフェアの開催によるリフォーム相談の機会などを活用し、リフォーム時における耐震改修の誘導に努める。

また、平成12年以前に建築された住宅の中には、筋かいの端部や柱頭、柱脚の固定が不十分な場合があることから、リフォームで壁仕上げをはがすときは、既存の筋かい、柱頭・柱脚の接合部の仕様を確認し、固定が不十分な場合は補強する等、リフォーム時における耐震改修の誘導について、事業者向け講習会、県民向け耐震講座等様々な機会を利用し普及・啓発に努める。

4 自主防災組織等との連携

県及び市町は、建築物防災週間等の機会を活用し、自主防災組織や住民等に対する周知、啓発及び連携に努める。

第7 所管行政庁による指導、助言及び指示並びに特定行政庁との連携

1 耐震改修促進法による指導等について

(1) 耐震診断義務付け対象であることの周知

耐震診断義務付け対象建築物については、所管行政庁は、その所有者等に対して、所有又は管理する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図る。

(2) 指示対象であることの周知

所管行政庁は、法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）の所有者等に対して、所有又は管理する建築物が指示対象である旨の周知を図る。

(3) 指導・助言

所管行政庁は、耐震既存不適格建築物の所有者等に、パンフレットの配布、インターネットによる情報発信等により、耐震診断、耐震改修の必要性に関する啓発を行い、これらの対策を行うよう指導する。

あわせて、対策の実施方法について、相談窓口等で相談に応じる方法で助言を行う。

(4) 耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物に関する指示

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物の所有者等に対し、状況に応じ法第13条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）及び第15条第4項に基づく安全性に関しての報告の請求及び立入検査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ耐震診断を行うよう指示を行う。

また、耐震診断の結果、十分な耐震性が確保されていない場合については、耐震改修を行うよう指示を行う。

指示の方法は、原則として口頭による耐震診断、耐震改修の実施の指示を行う。これに対し、実施を促しても相当期間協力が得られない場合、実施すべき事項を明示した文書を交付する。

(5) 指示に従わない場合の公表

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物及び指示対象建築物の所有者等が、耐震診断や耐震改修の実施に関する文書による指示に従わない場合、当該所有者等に対し事情聴取を行う。これにより、正当な理由がないと判断された場合、法第12条第2項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第15条第2項に基づき、指示に従わない旨の公表を行うことを当該所有者等に通知し、公表することが妥当と判断された場合、所管行政庁は、ホームページ等で公表を行う。

この場合の正当な理由とは、除却や用途廃止の計画がある場合や、耐震診断・耐震改修の実実施計画が策定され計画的な実施が見込まれる場合等、やむを得ないと認められる場合とし、当該実施計画等を検討し判断する。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

特定行政庁は、所管行政庁が法第12条第2項及び法第15条第2項に基づく公表を行ったにも関わらず、当該建築物の所有者等が耐震改修等を行わない場合で、かつ建築物の敷地及び構造耐力上主要な部分がそのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合については、建築基準法第10条の規定に基づく勧告及び命令等の措置を行う。

第8 その他必要な事項

1 市町が定める耐震改修促進計画に関する事項

市町は、法第6条第1項の規定により、市町計画の策定に努めることとなっているが、住宅及び建築物の計画的な耐震化を図る上では、市町計画の策定が必要である。このため県は、市町による市町計画の早期策定を促進するため、助言や

情報提供等の支援を行うこととする。

市町には、平成18年1月25日国土交通省告示第184号「国の基本方針」及び県計画を勘案し、地域固有の状況を配慮し、平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略を踏まえ、下記の内容等を勘案した市町計画を策定することが望まれる。

なお、平成20年4月までに全ての市町で計画が策定されたが、市町は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町計画の見直しを行い、遅滞なく、これを公表する。

- (1) 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化目標の設定
- (2) 地震防災マップの作成
- (3) 自主防災組織等を活用した地域住民との連携による啓発活動等
- (4) 県計画と連携した緊急輸送道路及び市町地域防災計画を踏まえた避難路等の指定

2 「被災建築物応急危険度判定」の実施計画

(1) 目的

地震により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(2) 定義

この実施計画において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

①被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、危険度の判定、表示等を行うことをいう。

②応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

前項の判定業務に従事する者として、各都道府県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱に基づき知事の認定を受けた者をいう。

③応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関係団体等に属する者をいう。

(3) 震前対策

- ① 市町は、判定の的確な実施を図るため、実施計画、判定実施本部業務マニュアルにおいて次の事項を定めるものとする。

- (イ) 判定実施の決定
 - (ロ) 判定実施本部の設置
 - (ハ) 判定の実施に関する県との連絡調整等
 - (ニ) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
 - (ホ) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等
 - (ヘ) 県に対する支援要請に関する事項
 - (ト) 判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
 - (チ) 判定資機材の調達、備蓄
 - (リ) その他必要な事項
- ② 県は、市町が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。
- ③ 県は、的確な支援が行えるよう、市町があらかじめ定めた事項について取りまとめておくものとする。
- ④ 県は、建築関係団体と協力して、判定士等の養成を行うものとする。
- ⑤ 県は、市町と協力して、所定の判定用資機材を備蓄するものとする。

(4) 判定実施の事前準備

- ① 市町は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、災害対策本部や避難所等の優先的に判定を実施する必要がある施設、区域及び判定対象建築物の基準を整備しておくものとする。
- ② 市町は判定実施本部の体制について、また、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(5) 判定の実施

- ① 市町は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断した時は判定の実施を決定し、直ちに判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- ② 市町は、判定の実施のための支援を県に要請することができる。
- ③ 県は、市町から支援の要請があったときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。
- ④ 県及び市町は、判定の実施を決定した場合は、建築関係団体等の協力を得て必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- ⑤ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、当該市町に代わってこれを調達するものとする。

(6) 県と市町間の連絡調整等

- ① 市町は、判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに報告するものとする。
- ② 判定実施本部は、県が判定支援本部を設置したときは、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告

するものとする。

(7) 国及び他都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

- ① 県は、県内の地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び広域支援本部、他都道府県知事に対し、必要な支援を要請するものとする。
- ② 県は、国土交通大臣及び広域支援本部、他都道府県知事から判定に対する支援要請があった場合は、支障のない限り必要な支援に努めるものとする。

(8) その他

- ① 県及び市町と建築関係団体等は、協議会を通じ情報交換を行い、判定実施に際し円滑な運用が図れるよう努めるものとする。
- ② 県は、この実施計画が市町の実施計画制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- ③ この実施計画の施行に関し必要な事項は、判定支援本部業務マニュアル、判定支援支部業務マニュアル、判定実施本部業務マニュアル、判定協力本部業務マニュアル、判定士招集連絡マニュアル、判定士業務マニュアル等に定める。

第9 実施期間

令和3年度から令和7年度を重点実施期間とし、進捗状況を勘案しながら継続して実施するものとする。

第10 計画の見直し

県計画は随時、耐震化の状況や目標、施策などを見直すこととする。また、重点実施期間経過後は、計画の実施状況等に関する評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

附則

この計画は、平成19年3月27日から施行する。

なお、「愛媛県既存建築物耐震改修促進計画」（平成9年4月1日制定）及び「愛媛県既存建築物耐震改修促進実施計画」（平成9年4月1日制定）については、平成19年3月26日をもって廃止する。

附則

この計画は、平成27年3月26日から施行する。

附則

この計画は、平成29年4月21日から施行する。

附則

この計画は、平成31年3月22日から施行する。

附則

この計画は、令和2年1月31日から施行する。

附則

この計画は、令和4年3月8日から施行する。

12-2 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱

第1 目的

この要綱は、地震による被災建築物の応急の危険度の判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の認定制度を定めることにより、余震等による人的被害の防止を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「判定士」とは、知事の認定を受け、地方公共団体等の依頼により応急危険度判定を行う者をいう。

第3 認定の申請

第2の知事の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）1通に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

ただし、電子情報処理組織（愛媛県の使用に係る電子計算機と当該認定制度要綱に基づく手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下、同じ。）を使用する方法（愛媛県がインターネットの利用その他の方法により公表するものに限る。）により行う場合は、この限りではない。

(1) 次のイからハのいずれかに掲げる書類

イ 建築士の免許証の写し

ロ 建築施工管理技士に係る技術検定合格証明書の写し

ハ 実務経験証明書（様式第2号）（第4第1項第1号ハに該当する者に限る。）

(2) 愛媛県に在住し、又は在勤していることを証する書類

（住民票、運転免許証の写し又は身分証明証の写し等）

(3) 写真2枚（1枚は、申請書に貼付）

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた手続は、愛媛県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に愛媛県に到達したものとみなす。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により手続をする者は、当該手続を書面等（書面、書類、その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により行うときに提出すべきこととされている書面等に記載すべきこととされている事項その他愛媛県が定める事項を、手続をする者の使用に係る電子計算機から入力して、手続を行わなければならない。

第4 判定士の認定の基準等

知事は、申請者が次の各号に掲げる要件のすべてに該当すると認めるときは、これを判定士として認定するものとする。

(1) 次のイからハのいずれかに該当する者又は知事がこれと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

ロ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理技術検定に合格した者（2級の種別で躯体、仕上げを除く）

ハ 地方公共団体の職員で、建築に関する実務（令和2年3月1日改正前の建築士法施行規則第10条に規定する実務の経験をいう。）の経験年数が3年以上の者で、所属長が建築士と同等の知識及び技能を有する者と認めた者

(2) 愛媛県内に在住し、又は在勤する者であること。

(3) 知事が指定する地震被災建築物の応急危険度判定講習（以下「指定講習」という。）を修了した者であること。

ただし、他都道府県の被災建築物応急危険度判定士の登録を受けた者については、この限りではない。

2 知事は、前項の規定による判定士としての認定をしたときは、判定士認定台帳（以下「台帳」という。）に登録の上、判定士登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

3 知事は、第1項の認定をしなかったときは、その理由を付して、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

4 第1項による認定の有効期間は、認定の日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、申請により更新することができるものとする。

5 第3の規定は、更新の認定の申請について準用する。この場合において、第3第1号から第3号に掲げる書類については、登録証の添付をもってこれらに代えることができるものとする。

第5 登録証の携帯義務等

判定士は、応急危険度判定の作業中は、常時、登録証を携帯しなければならない。

2 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、判定士の申請により登録証の再交付を行うものとする。

(1) 登録証の記載事項に変更が生じたとき。

(2) その他知事がやむを得ないと認めたとき。

3 前項の申請は、登録証再交付申請書（様式第4号）によらなければならない

い。ただし、第3第1項ただし書きの電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、この限りでない。

- 4 第4第4項に規定する認定の有効期間が更新なく経過したとき、又は第7の規定により認定を取り消されたときは、判定士であった者は、その登録証を速やかに知事に返還しなければならない。

第6 変更の届出

判定士は、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、申請事項変更届（様式第5号）を知事に届け出なければならない。

ただし、第3第1項ただし書きの電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による届け出があった場合は、台帳の記載事項を修正するものとする。

第7 認定の辞退

判定士は、第4第4項の認定を辞退しようとするときは、様式第6号による辞退届に登録証を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消するものとする。
- 3 第1項の規定による届出がなく、判定士が死亡している事実が判明したときは、第2項の規定によらず台帳から抹消するものとする。

第8 認定の取消し

知事は、第2の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、その認定を取り消すことができる。この場合、知事は当該認定を取り消した者にその旨を通知するものとする。

- (1) 建築士法に規定する建築士でなくなったとき。
- (2) 建設業法施行令に規定する建築施工管理技士の合格取消しを受けたとき。
- (3) その他知事が判定士として不適任と認めたとき。

- 2 前項の規定により、認定の取り消しを行った場合は、台帳から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。

第9 関係機関への通知

知事は、台帳の登録を行ったときは、「判定士の招集に関する協定」に基づき、その内容を速やかに関係機関に通知するものとする。

- 2 前項の規定は、台帳の抹消又は変更を行った場合に準用する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

2 改正前の愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（以下「旧要綱」という。）第4第4項の規定により交付されている登録証の認定の有効期間を5年までとしている登録証については、旧要綱の規定にかかわらず、登録証の有効期間を、認定の日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までと読み替える。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

1 2 - 3 全国被災建築物応急危険度判定協議会規約（建築住宅課）

平成8年4月5日設立制定
平成21年5月20日改訂（い）
平成24年5月11日改訂（ろ）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地震による被災建築物の応急危険度判定をより迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うことにより、応急危険度判定の実施体制の整備を行い、もって地震後の二次災害からの国民の安全確保に寄与することを目的とする。（い）

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 応急危険度判定の方法等の標準化
- 二 応急危険度判定に係る都道府県間の相互支援の体制の整備
- 三 応急危険度判定従事者に対する補償制度の整備
- 四 応急危険度判定の普及及び啓発
- 五 被災建築物の被災度調査の方法の整備
- 六 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

（会員の資格）

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同して入会した国、都道府県、特殊法人、公益法人又はこれに類する団体その他応急危険度判定体制の整備のために参画が必要と考えられる法人とする。

（入会）

第5条 協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

（負担金）

第6条 会員は、協議会に必要な通信連絡費、会議費等の費用として、別に定める負担金を協議会に納入することとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条における国及び応急危険度判定体制の整備のために本協議会への参画が必要と考えられる団体等は、幹事会の承認を得て負担金を免除することができるものとする。（ろ）

（会員資格の喪失）

第7条 会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 会員である法人が消滅したとき

（退会）

第8条 会員は、幹事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（届出）

第9条 会員は、第5条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を協議会に届け出なければならない。

第3章 役員

（種別及び定数）

第10条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 3名 |
| 幹事 | 10名以上20名以内（会長及び副会長を含む。） |
| 監事 | 2名 |

（選任等）

第11条 幹事及び監事は、総会において会員の代表者又は代表者から委任を受けた者のうちから選任する。

2 幹事は、互選により、会長及び副会長を選任する。

3 幹事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を組織し、規約及び総会の議決に基づき会務を執行する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

(報酬等)

第14条 役員は無給とする。

(補欠選任)

第15条 役員に欠員が生じたときは、第11条の規定に基づき選任するものとする。

(解任)

第16条 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決を経て、役員を解任することができる。

(顧問)

第17条 協議会に、顧問を置く。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べることができる。

3 顧問は、会員以外の者で建築に関する学識経験を有するもののうちから会長が委嘱する。

第4章 会議

(会議)

第18条 会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内にこれを開催する。

3 臨時総会は、会長若しくは幹事会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき、これを開催する。

(総会の招集及び議長)

第20条 総会は、会長がこれを召集する。

2 総会の召集は、開催の日の10日前までに、日時、場所及びその目的である事項を記載した書面により、会員に通知して行う。

3 総会は、会員数の3分の1以上の出席をもって成立する。

4 総会の議長は、その総会において、出席会員の代表者又はその代理人のうちから選出する。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 事業計画及び収支予算の決定

二 事業報告及び収支決算の承認

三 規約の変更

四 その他協議会の運営に関する重要な事項

(議決権)

第22条 総会における会員の議決権は、1会員につき1個とする。

2 議決権は、会員の代表者又はその代理人が総会に出席して、これを行使するものとする。

3 欠席会員は、他の出席会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合には当該会員は、出席したものとみなす。

(議決の方法)

第23条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(特別議決)

第24条 次の事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

一 規約の改正

二 協議会の解散

(議事録)

第25条 議長は、総会の議事について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2名以上が、内容を確認の上、押印するものとする。

(幹事会)

第26条 幹事会は、幹事をもって組織し、会長が召集する。

2 幹事会は、この規約に別に定めるもののほか、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項その他協議会の運営上必要な事項を審議する。

3 監事は、幹事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 幹事会の議長は、その幹事会において、出席会員の代表者又はその代理人の中から選出する。

5 幹事会の議長は、幹事会の議事について、議事録を作成しなければならない。

6 第22条及び第23条の規定は、幹事会の議決について準用する。この場合において、これらの規定中、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

第5章 部会

(部会)

第27条 協議会は、協議会の運営及び事業の遂行のため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び委員等の選任は、幹事会がこれを行う。

3 部会の運営に関して必要な事項は、幹事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第6章 会計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産)

第29条 協議会の財産は、負担金及び雑収入をもって構成する。なお、負担金の額は、総会において別に定める。

2 協議会の財産は、幹事会の定める方法により、会長が管理する。

3 協議会が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第30条 協議会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業報告及び収支決算)

第31条 会長は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

第32条 協議会に、協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、財団法人日本建築防災協会に置くものとし、協議会はこのための事務局経費を支弁することができるものとする。(い)

第8章 雑則

(細則)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を経て、別に定める。

(附則)

1 この会則は、設立総会のあつた日(平成8年4月5日)から施行する。

2 協議会の設立当初において幹事会が発足するまでは、入会申込書を会長に提出することをもって入会したものとみなす。

3 協議会の設立当初の役員は、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとし、その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

4 協議会の設立初年度の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成9年3月31日までとする。

(附則)

1 この規約は、平成21年5月20日から施行する。

(附則)

1 この規約は、平成24年5月11日から施行する。

12-4 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（建築住宅課）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県地域防災計画（昭和38年8月2日策定）に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、愛媛県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した書面により乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、速やかに、前項の書面を乙に提出しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者のあっせんを行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

（費用）

第5条 乙のあっせんを受けた住宅建設業者（以下「業者」という。）が甲の要請に基づき行う住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、検査の上、前項の住宅建設が適正に実施されていることを確認したときは、業者の請求により、速やかに、前項の費用を支払うものとする。

（窓口）

第6条 この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては愛媛県土木部都市局建築住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

（報告）

第7条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第8条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員又は会員に異動があったときは、その都度甲に報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年5月1日

甲 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事 伊賀貞雪

乙 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
社団法人 プレハブ建築協会
会長 石橋 毅一

1 2 - 5 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（建築住宅課）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県地域防災計画（昭和38年8月2日策定）に基づく災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、愛媛県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、住宅の建設に関して乙に協力を要請しようとするときは、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、書面により乙に連絡するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、電話その他の方法によることができる。この場合において、甲は、速やかに、前項の書面を乙に提出しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者（以下「建設業者」という。）の斡旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙の斡旋を受けた建設業者は、甲（甲が住宅建設業務を市町の長に委任した場合は、当該市町の長。以下、次条に同じ。）の指示に従い住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 建設業者が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 甲は、建設業者の住宅建設完了後に検査をし、適正に実施されていることを確認したときは、建設業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の実施に関する業務の窓口は、甲においては愛媛県土木部都市局建築住宅課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会担当部とする。

（報告）

第8条 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったときは、その都度甲に報

告するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第 11 条 この協定は、平成 25 年 2 月 6 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 2 月 6 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県

知 事 中村 時広

乙 東京都中央区八丁堀三丁目 4 番地 10

京橋北見ビル東館 6 階

一般社団法人全国木造建設事業協会

代表者 理事長 青木 宏之

(注) 同様の協定を以下の 1 団体と締結している。

団体名	協定締結年月日	協定締結者
一般社団法人 日本木造住宅産業協会	平成 31 年 3 月 26 日	会 長 市川 晃